

J R A－U M A C Aの利用に関する約定 新旧対照表（令和 7 年 6 月 27 日改定）

改 定 後	現 行
（約定の変更） 第 4 条 <u>競馬会は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定により、本約定を変更できるものとします。</u> 2 <u>競馬会は、前項の規定により本約定を変更するときは、変更後の約定の効力発生日の 1 か月前までに、約定を変更する旨及び変更後の約定の内容並びにその効力発生日を、競馬会のホームページに掲示すること等により会員に周知するものとします。</u> 3 <u>変更後の約定の効力発生日以後に会員がキャッシュレス投票サービスを利用したときは、会員が約定の変更に同意したものとみなします。</u>	（約定の変更） 第 4 条 <u>競馬会は、本約定を変更する場合、競馬会のホームページに掲示すること又は競馬会所定の方法により会員に通知するものとします。</u> 〔新設〕 〔新設〕
（解約） 第 8 条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>第 1 項の規定（第 2 号又は第 4 号に該当する場合を除きます。）によりキャッシュレス投票契約を解約された会員は、当該解約の日から 60 日以内は新たに会員となることができないものとします。</u>	（解約） 第 8 条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕
第 10 条 <u>削除</u>	<u>（キャッシュレス投票契約の再締結の制限）</u> 第 10 条 <u>第 8 条第 1 項の規定（第 4 号に該当する場合を除きます。）によりキャッシュレス投票契約を解約された会員は、当該解約の日から 60 日以内は競馬会と第 5 条第 2 項によるキャッシュレス投票契約を締結できないものとします。</u>
<u>附 則（令和 7 年 6 月 27 日）</u> <u>改定後の本約定第 8 条第 3 項の規定は、令和 7 年 6 月 27 日以後にキャッシュレス投票契約を解約された会員について適用し、令和 7 年 6 月 27 日より前にキャッシュレス投票契約を解約された会員については、当該解約の日から 60 日以内は新たに会員となることができないものとします。</u>	〔新設〕